

「社会福祉法人の認可について」等の一部改正について（概要）」に
関する意見の募集の結果について

令和元年9月13日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

令和元年8月2日（金）から令和元年8月31日（土）までの間、「社会福祉法人の認可について」等の一部改正について（概要）」に関して意見を募集したところ、5件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれらに対する考え方につきまして以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみお示ししております。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

整理番号	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>被後見人や被保佐人では、合理的に、その意思表示すら後見人や保佐人に変更されてしまうのであるが（その退任の意思表示についてすらもである。）、それでは役員となっても法人の経営も何もあったものではないと考える。</p> <p>よって、法人役員としては、被後見人や被保佐人は、不適切となると思われるのであるが、もしそれを可能とするのであれば、示された内容の他に、法人の経営が適切になるような内容を追加すべきであると考え。</p>	<p>社会福祉法人の役員等については、成年被後見人等を一律に排除する規定を設けておりましたが、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定に適正化することを目的として、法改正が行われております。</p> <p>この趣旨を踏まえ、役員等の選任にあたり、必要な能力の有無を各法人において確認することを求めるものであり、改正後の法令や今般示す解釈（例示）に基づく欠格事由の該否を確認の考え方を今般指し示すものです。</p> <p>なお、役員等の選任の際の確認方法については、事務連絡で具体例を示すこととしております。</p>
2	<p>法人が某者を評議員又は役員に選任するにあたり、当該者が「法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等</p>	<p>社会福祉法人の役員等については、成年被後見人等を一律に排除する規定を設けておりましたが、心身の故障等の状況を個別</p>

<p>が欠けている者」に該当しないことを法人が確認、判断する方法は、これまでどおり「成年被後見人・被保佐人等に該当しないことの登記事項証明書」（「登記されていないことの証明書」）や市区町村発行の「身分証明書」を当該者に法人宛提出させてそれを法人が利用して確認、判断するという方法をとっても差し支えないか？ それとも当該措置は、いわゆる「成年後見人法」の趣旨に反したものであるので認められないのか？</p>	<p>的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定に適正化することを目的として、法改正が行われております。</p> <p>この趣旨を踏まえ、役員等の選任にあたり、ご指摘のような成年被後見人・被保佐人であることの確認のみをもって判断することは適当ではなく、改正後の法令や今般示す解釈（例示）に基づく欠格事由の該否を各法人において確認いただく必要があります。</p> <p>なお、確認方法については、事務連絡で具体例を示すこととしております。</p>
--	--